

11 土砂災害防止法

土砂災害防止法とは、正式名称を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」といい、土砂災害から住民の皆さんの生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。(平成13年4月1日施行)

■土砂災害防止法に基づく取り組み

国土交通省HPより引用

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通省]

- ・ 土砂災害防止対策の基本的事項
- ・ 土砂災害防止のための対策に関する指針
- ・ 土砂災害警戒区域等の指定指針
- ・ 基礎調査の実施指針
- ・ 土砂災害警戒情報の通知及び周知等に関する指針
- ・ 緊急調査の実施指針
- 等

基礎調査の実施 [都道府県]

- ・ 土砂災害警戒区域の指定等のため、地形や土地利用状況等必要な調査を実施

基礎調査結果の公表 [都道府県]

※1

- ・ 基礎調査の実施後、図面により速やかに結果を公表

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県]

土砂災害警戒区域(イエロゾン)

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域(レッドゾン)

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

土砂災害警戒区域等における対策 [都道府県又は市町村]

※2

- ・ 土砂災害警戒区域（イエロゾン）に指定されると、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に対する警戒避難体制に関する事項について定めることとなります。
- ・ 平成26年改正により、避難場所や避難経路、避難訓練に関する事項、社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者利用施設等に対する情報伝達等を市町村地域防災計画に定めることとしました。
- ・ また、実際の避難行動に資するものとして、各地域における避難場所や避難経路を示したハザードマップが市町村により作成されます。
- ・ 各戸配布のほか、市町村のHPでも公表されていますので、土砂災害からの円滑な避難のためには、事前にハザードマップで避難行動を確認しておくことが重要です。

- ・ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾン）に指定されると、住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校、医療施設の建築のための行為は許可制となるほか、建築物の構造規制等の措置が講じられます。

※1 基礎調査結果の公表

※平成26年改正により新たに措置

住民に土砂災害の危険性をより早期に認識してもらい、区域指定を促進するため、平成26年改正法により区域指定前の基礎調査の結果の段階で公表することとされました。基礎調査の結果は、防災砂防課のホームページ、県庁・各建設事務所・各市町などで公表しています。

